

弁理士試験の負担軽減について

要望（縦割110番）

修士・博士の学位を有する者は、弁理士試験の論文選択科目の免除申請の際「**学位論文概要証明書**」の提出が必要だが、同時に提出が必要となる「学位取得証明書」の下位互換のような書類であるにも関わらず、**取得に労力を要し提出意義が極めて低い**。よって、**撤廃してほしい**。

現状

- ・学位論文概要証明書は、免除申請科目と内容が一致していること及び免除申請科目の素養を有していることを確認するために提出。これにより判断できない場合は、論文の写しを要求。
- ・論文を1,000字程度にまとめ、指導教授に署名してもらう必要があり、指導教授が退職等した場合には、後任教授や研究科長の署名が必要

<弁理士試験>

特許、意匠、商標などの出願に関する手続の代理等の業務を担う弁理士として必要な学識等を判定するために特許庁が実施する試験

志願者数 3401人（令和2年度） 免除申請者数 332人（令和2年度）

短答式筆記試験、論文式筆記試験、口述試験

→関係する学位を有する者は、事前に工業所有権審議会の審査を受けることにより、選択科目試験の免除が可能。審査には、指導教授又はこれに準ずる者の証明のある学位論文概要証明書等の提出が必要

特許庁の対応

令和3年10月以降、個々の免除申請者が便利な手段を選択できるよう、**概要証明書又は学位論文全文の写しのいずれか1つ提出すればよいように運用変更**。令和3年9月8日に特許庁ウェブサイトで公表。